

# 佐賀市立城南中学校の管理運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程(以下「学校規程」という)は、佐賀市立小中学校の管理運営に関する規則(平成17年教育委員会規則第18号。以下「規則」という。)第2条1項の規定に基づき、佐賀市立城南中学校(以下「学校」という。)の管理運営における必要な事項を定める。

(職員会議)

第2条 校長は、職務の円滑な執行に資するため、職員会議を招集する。

2 職員会議は学校内すべての職員をもって構成するものとする。

(各種委員会等)

第3条 校長は学校の円滑な運営を図るため、次に掲げる委員会等を設置する。

(1) 規則等により設置する委員会

- |               |                                 |
|---------------|---------------------------------|
| ① 予算委員会       | 管理運営規則第61条第1項                   |
| ② 教材選定委員会     | 管理運営規則第10条                      |
| ③ 学校保健安全委員会   | 管理運営規則第21条第1項                   |
| ④ 学校健康管理委員会   | 佐賀市立学校職員安全衛生管理規則第18条第1項         |
| ⑤ 防火管理委員会     | 佐賀広域消防局消防計画(例)第10条              |
| ⑥ 保安全管理委員会    | 保安計画書第3条                        |
| ⑦ 学校評価委員会     | 管理運営規則第59条の2(文科省学校評価ガイドライン)     |
| ⑧ 校内就学指導委員会   | 佐賀市中心身障害児就学指導委員会の学校版            |
| ⑨ 特別支援教育推進委員会 | 文科省19初125号通知、特別支援教育の推進について3-(1) |

(2) 学校が独自に設置する委員会等

- ① 企画・運営委員会
- ② コミュニティ・スクール推進委員会
- ③ 修学旅行検討委員会
- ④ いじめ防止対策委員会
- ⑤ 学力向上委員会

2 教育委員会規則第2の規定により、学校運営の基本方針等の承認と、運営に関する意見及び評価を求めるため学校運営協議会を置く。

3 学校は、地域や学校間の円滑な連携をはかり生徒の健全育成を目指して、次に掲げる協議会等に参加する。

- ① 学校体育施設開放委員会 (市学校体育施設開放に関する規則第3条)
- ② 小中連携協議会
- ③ 地域教育推進協議会
- ④ 子どもを事件事故から守る連絡会

4 第1項、第2項及び、第3項に規定する委員会並びに協議会等の構成委員は、別表一のとおりとする。

(共同実施)

第4条 規則第37条の2及び佐賀市立小中学校事務共同実施組織運営規程により、学校事務の効率化をはかり、学校運営に関する支援を行うため、事務職員は学校運営支援室に参加する。

(職員の勤務時間)

第5条 職員の勤務時間開始は8時10分、勤務終了は16時40分とする。

2 休憩時間は12時50分から13時35分までの45分間とする。

(学校集金の取扱い)

第6条 保護者が負担すべき経費は、必要に応じ校長が集金する。

2 校長は適正な会計処理を行うため学校集金マニュアルを作成する。

(補則)

第7条 この学校規程に定めるもののほか、必要な事項は校長が別に定める。

(承認申請書等の一覧表)

第8条 規則及び取扱い要綱等により承認・報告及び届出を要するものは別表二のとおりである。

附則 この規程は、17年10月1日から施行する。

平成19年4月1日 一部改正

平成21年4月1日 一部改正

平成23年4月1日 一部改正

平成25年4月1日 一部改正

別表一

(第3条第1項第1号関係)

	委員会等	構成委員
1	予算委員会	校長、統括事務長、教頭、事務主幹、主幹教諭、学年主任、生徒指導主事、養護教諭
2	教材選定委員会	校長、統括事務長、教頭、主幹教諭、教務主任、事務主幹、学年主任
3	学校保健安全委員会	校長、教頭、養護教諭、各学年担当者
4	学校健康管理委員会	校長、統括事務長、教頭、主幹教諭、教務主任、養護教諭、学年主任
5	防火管理委員会	校長、統括事務長、教頭、主幹教諭、教務主任、事務主幹、各学年担当者
6	保安全管理委員会	校長、統括事務長、教頭、主幹教諭、教務主任、事務主幹、生徒指導主事 各学年担当者
7	学校評価委員会	校長、統括事務長、教頭、主幹教諭、教務主任、学年主任
8	校内就学指導委員会	校長、統括事務長、教頭、主幹教諭、学年主任、養護教諭
9	特別支援教育推進委員会	校長、教頭、主幹教諭、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭

(第3条第1項第2号項関係)

1	企画・運営委員会	校長、統括事務長、教頭、主幹教諭、教務主任、学年主任
2	コミュニティ・スクール 推進委員会	校長、統括事務長、教頭、主幹教諭、教務主任、学年主任、コミュニティ・スクール担当者、各部長
3	修学旅行検討委員会	校長、統括事務長、教頭、主幹教諭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭
4	いじめ防止対策委員会	校長、教頭、主幹教諭、教務主任、学年主任 生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭
5	学力向上委員会	校長、教頭、主幹教諭、教務主任、研究主任、教科主任

(第3条第2項関係)

1	学校運営協議会	校長、統括事務長1名、学識経験者2名、地域代表2名、保護者代表2名、ボランティア代表1名、事務局職員、
---	---------	---

(第3条第3項関係)

1	学校体育施設開放委員会	校長、統括事務長、教頭、体育主任、PTA代表、借用団体代表
2	小中連携協議会	校長、統括事務長、教頭、主幹教諭、教務主任、校区小学校教務主任
3	地域教育推進協議会	校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事 青少年健全育成協議会代表
4	子どもを事件事故から守る連絡 会	校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事 地域連絡協議会代表

# 佐賀市立城南中学校の管理運営に関する規程

別表二（第8条関係）

規則条例	内 容		
2	2	学校規程の制定・変更	届出
3		教育課程の編成	届出
5	2	学期の制定	承認
6	2	休業日の期日変更	承認
7	2	非常変災その他急迫の事情による臨時休業	報告
7	3	臨時休業（第7条第2項以外）	承認
		臨時休業の実施状況	報告
8	2	授業日の振替	届出
9	1	校外行事（宿泊を必要とする場合）	届出
11		教材の使用	届出
12	3	卒業式の期日	届出
18	3	生徒への懲戒	報告
19		性行不良等の出席停止	具申
20	2	疾病等による出席停止	報告
23		生徒の事故	報告
24	2	生徒虐待	報告
25		生徒の在籍状況	報告
26		良好でない出席状況	通知
37	3	学校運営協議会委員の委嘱	推薦
47	1	主任主事等の任命	具申
49	1	休暇（結核性疾患及び介護休暇）	承認
	2	休暇（産前産後及び30日以上にわたる休暇）	報告
	3	校長の休暇及び部分休業	承認
50		職員の任免その他進退に関する意見	申し出
54	1	校長の3日を超える出張	届出
57		職員の事故	報告
59	1	学校経営方針	報告
	2	学校経営方針（保護者・地域住民へ）	公表
59 の2	3	学校評価の結果	報告
	4	学校評価の結果(保護者・地域住民へ)	公表
63	2	学校集金の会計（保護者へ）	報告
73		施設・設備等の亡失等	報告
74	2	施設・設備の開放（7日以上にわたる場合）	承認
75		警備防災の計画	報告
77		危険等発生対処要領	報告